

芦屋市阪神・淡路大震災30年事業の冠・ロゴマーク使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が実施する芦屋市阪神・淡路大震災30年事業(以下「震災30年事業」という。)のコンセプトに沿う取組を実施するにあたり、市民グループ等が震災30年事業の冠・ロゴマーク(以下「冠・ロゴマーク」という。)を使用することに関して、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の「市民グループ等」とは、構成員が3人以上である次のいずれかに掲げるグループとする。

- (1) 構成員の過半数が市民であるグループ
- (2) 市内に活動拠点を有するグループ
- (3) 構成員の3分の2以上が、兵庫県、大阪府、京都府、和歌山県、奈良県及び滋賀県のいずれかに所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、高等専門学校及び専門学校の学生であり、活動拠点とする学校又は専門学校において当該活動を証明されるグループ
- (4) 市内に事業所等を有する法人

(対象となる取組)

第2条 冠・ロゴマークの使用の対象となる取組は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 令和6年6月1日から令和7年3月31日までの期間に実施する取組であること。
- (2) 取組の目的が、次のいずれかに該当すること。
 - ア 「災害を生き抜く力」を育む(安全を守るための知識、認知・判断、行動等を育む)取組
 - イ 「まちの災害対応力」を育む(市や地域等における組織的な対応力を育む)取組
 - ウ 「災害を共に乗り越える心」を育む(災害による悲しみや不安等を共に受け止め、未来への歩みにつなげる心(の力)を育む)取組
- (3) 震災の経験や教訓の継承が図られる等、震災30年事業として実施することが適当であるとともに、この要綱の規定を満たすこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる取組は、冠・ロゴマークの使用の対象としない。

- (1) 売名を主たる目的とするもの
 - (2) 特定の政党その他の政治団体の利害に関する内容を含むもの
 - (3) 特定の宗教、宗派、教団等の利害に関する内容を含むもの
 - (4) 参加者に対する経済的負担が過重なもの
 - (5) 参加者を限定しているもの
 - (6) 公序良俗に反するもの
 - (7) 事業内容や使用物件等の品質を保証し、又は担保するものとして使用されるおそれのあるもの
 - (8) 法律及び法律に基づく政令その他の命令（兵庫県の条例及び兵庫県の執行機関の規則並びに市の条例及び規則を含む。）に違反するもの
 - (9) その他市長が不適當であると認めるもの
- （申請手続）

第3条 市民グループ等が実施する取組において、冠・ロゴマークを使用する場合には、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、芦屋市阪神・淡路大震災30年事業冠・ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかの申請を併せて行う場合には、芦屋市阪神・淡路大震災30年事業冠・ロゴマーク使用承認申請書（後援名義申請団体、1.17あしやフェニックス基金助成金交付申請団体用）（様式第2号）により申請することができる。

- (1) 芦屋市の後援名義の使用承認に関する要綱第3条又は芦屋市教育委員会の後援名義の使用承認に関する要綱第3条の規定に基づく後援名義の使用承認申請
- (2) 1.17あしやフェニックス基金による防災活動等助成要綱第4条の規定に基づく交付の申請

3 前項の申請書の提出は、原則として、冠・ロゴマークの使用を開始する日の1月前までに行うものとする。

4 第2項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が認める場合は省略することができる。

- (1) 申請者（団体）の概要及び活動内容が分かるもの
- (2) 申請者（団体）の規約（規約を整備している場合）

- (3) ボランティア活動証明書（様式第3号）（申請者が第1条第2項第3号に該当する場合）
- (4) 冠・ロゴマークを使用する印刷物等の原稿・図案
- (5) 様式第2号による申請を行う場合で、第2項第1号の申請を併せて行う場合には、後援名義使用承認申請書の写し
- (6) 様式第2号による申請を行う場合で、第2項第2号の申請を併せて行う場合には、1. 17あしやフェニックス基金助成金交付申請書の写し
- (7) その他市長が必要と認めるもの
（使用の承認等）

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、審査の結果を芦屋市阪神・淡路大震災30年事業冠・ロゴマーク使用審査結果通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

- 2 震災30年事業のロゴマークの使用に当たり、変形、変色等のデザインの変更をしてはならない。
（変更及び中止の手続）

第5条 前条第1項により冠・ロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた内容を変更又は中止する場合は、芦屋市阪神・淡路大震災30年事業冠・ロゴマーク使用に係る変更届出書（様式第5号）により、市長に届け出なければならない。ただし、変更の内容が軽微であり、市長が認める場合には、届出を省略することができる。

- 2 前項の届出は、変更・中止を行う1月前までに行うものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。
（承認の取消し等）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、冠・ロゴマークの使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の行為により承認を受けたとき。
- (2) 市長が承認するときに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱に定める事項に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

- 2 前項の規定により承認を取り消した場合において、使用者やその関係者等に損害が生じた場合でも、市はその責めを負わない。

(実績報告)

第7条 使用者は、冠・ロゴマークの使用を終了した日から30日以内に、芦屋市阪神・淡路大震災30年事業冠・ロゴマーク使用実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかの申請を併せて行う場合には、芦屋市阪神・淡路大震災30年事業冠・ロゴマーク使用実績報告書(後援名義申請団体、1.17あしやフェニックス基金助成金に係る報告を行う団体用)(様式第7号)により報告することができる。

- (1) 芦屋市の後援名義の使用承認に関する要綱第5条第4号又は芦屋市教育委員会の後援名義の使用承認に関する要綱第7条の規定に基づく後援名義に係る事業報告及び会計報告
- (2) 1.17あしやフェニックス基金による防災活動等助成要綱第8条の規定に基づく事業実績の報告

(庶務)

第8条 この要綱に基づく庶務は、震災30年事業に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、冠・ロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、震災30年事業が完結した日限り、その効力を失う。